



税金

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納付について

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などをもとに計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

納付する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和8年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納付する額です。

なお、令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe・Taxにより通知しています。

予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和8年6月30日の現況による令和8年分の「申告納税見積

額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合において、予定納税額の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税額の減額申請をする場合は、7月15日（水）までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載し、書面またはe・Taxにて所轄の税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe・Taxでお知らせします。

※予定納税額の減額申請書をe・Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書などの「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書などをe・Taxにより受け取ることができます。

予定納税額の納付方法

●振替納税をすでに利用している方

振替日は7月31日（金）です。
※口座引落しができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかる場合がありますので、預貯金残高や振替日に振替納税口座からほかの公共料金などの引き落としがないかなどを必ずご確認ください。

●振替納税をこれから利用する方
初回のみオンライン（e・Tax）または書面で「振替依頼書」を提出してください。

「振替依頼書のオンライン提出については、e・Taxホームページ「振替依頼書オンライン提出の流れ」をご覧ください。

なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。

●そのほかのキャッシュレス納付
納期限（7月31日（金））までに納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

なお、e・Taxで予定納税額の通知書の通知を希望された方には、納付書の送付を行っておりません。e・Taxのメッセージボックスに格納される「予定納税に係る納付区分番号通知」によりキャッシュレス納付が可能ですので、ぜひご利用ください。

・ダイレクト納付（e・Taxによる口座振替）（※1）
・インターネットバンキングなどを利用した電子納税
・クレジットカード納付（※2）
・スマホアプリ納付（※3）
※1 「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、e・Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付の預貯金口座登録完了通知」が格納されたあと、改

めて納付手続きを行っていた
だく必要があります。

※2
クレジットカード納付は決済手数料がかかります。

※3
スマホアプリ納付は納付税額が30万円以下の方が納付するための手続きです。

確定申告の際には、申告書に予定納税額（第1期分と第2期分の合計額）を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。

間紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）

☎ 0158・23・2191



社会福祉

国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書および資格情報について

資格確認書の有効期限について

資格確認書の有効期限は7月31日（金）までとなっています。

8月1日以降の取り扱いについて

国民健康保険と後期高齢者医療では取り扱いが異なります。

国民健康保険

●マイナ保険証をお持ちの方

引き続きマイナ保険証を医療機関、薬局などにご利用ください。現在お持ちのA4サイズの「資格情報のお知らせ」を使用してください。

※「資格情報のお知らせ」に有効期限はありません。国民健康保険の資格を喪失するまで使用できます。

・70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」は、有効期限が7月31日（金）までとなっていることから、8月1日以降使用する「資格情報のお知らせ」を交付します。

●マイナ保険証をお持ちでない方
「資格確認書」を交付します。

後期高齢者医療

●85歳以上の方

マイナ保険証の所持にかかわらず「資格確認書」を交付します。

●84歳以下の方

マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」を交付します。

間地域福祉課保険給付係

各受給者証の更新について

重度心身障害者医療費受給者証（緑色のカード）・ひとり親家庭等医療費受給者証（黄色のカード）・子ども医療費受給者証（青色のカード）については、有効期限が7月31日（金）までとなっています。

新しい受給者証については、世帯の所得状況などを確認後、7月下旬に郵送します。

なお、中学生以上の子ども医療費受給者証については、現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

事前に書類の提出が必要な方

・令和8年1月1日に雄武町に住民登録されていない方は、住民登録していた市区町村の課税証明書など（令和7年中の所得額および住民税の課税または非課税区分がわかるもの）の提出が必要となります。



・ひとり親家庭等医療費受給者証の対象者で、高校卒業後、進学などにより20歳未満の子どもを扶養している場合は、在学証明書などを提出してください（引き続き対象となります）。

なお、すでに在学証明書などを提出されている場合は、手続きなどは不要です。

間地域福祉課保険給付係



教育

学校支援活動推進事業について

教育委員会では、地域全体で学校を支援するため「学校支援活動推進事業」を実施しています。本事業では、学校の希望に応じ、地域住民の学校支援ボランティアによる「読み聞かせ」「柔道の指導」「スキートの指導」を例年行っています。

読み聞かせについては、現在8名のボランティアが年間を通して雄武小学校、沢木小学校で活動を行っています。

活動内容に興味のある方や詳しく知りたい方は、教育委員会までご連絡ください。



間教育振興課社会教育係

☎ 0158・84・4240